

令和7年度第1回学校給食南部センター運営委員会会議次第

日時 令和7年5月22日（木）午後4時～
場所 学校給食南部センター2階 研修室

1 開 会

2 学校給食課長あいさつ

3 委嘱書交付

4 自己紹介

5 条例・施行規則の説明

6 令和7年度役員の選任について

7 会長あいさつ

8 会議事項

(1) 令和7年度佐久市学校給食南部センター給食会計予算（案）について

(2) 令和7年度 学校給食の実施内容について

(3) その他

- ・児童生徒の食に関する実態調査の実施について
- ・物資選定委員会について
- ・衛生管理委員会について

9 閉 会

改正

平成20年3月27日条例第24号

平成26年12月19日条例第32号

令和4年12月20日条例第27号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食臼田センター	佐久市下小田切165番地1	臼田中学校及び臼田小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月20日条例第27号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
 - (2) 課長補佐又は係長
 - (3) 主事又は技師
 - (4) 主事補又は技師補
- 2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

- 2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

- 2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課

長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあっては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認めた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊
(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和7年度 学校給食南部センター運営委員会名簿及び役員（案）

岸野小学校長	仲 沢 い ず み	会 長
佐久城山小学校長	金 山 賢	副会長
野沢中学校長	高 橋 幸 彦	献立委員長
中込中学校長	畑 邦 弘	監 事
中込中学校PTA会長	柳 澤 洋 介	監 事
野沢小学校PTA会長	松 本 武 志	監 事
野沢小学校長	松 本 隆	
泉小学校長	佐 藤 史 郎	
中込小学校長	上 原 伸	
泉小学校PTA会長	須 田 仁	
岸野小学校PTA会長	伊 坂 淳 一	
中込小学校PTA会長	土 屋 聡	
佐久城山小学校PTA会長	平 岡 洋 平	
野沢中学校PTA会長	斎 藤 香 織	
学校医代表	小 山 武 昭	
学校薬剤師代表	大 森 健	
学校教育部長	平 林 照 義	

<事務局>

学校給食課長	小 林 清 彦	
学校給食課 課長補佐	平 林 久	
南部センター事業係	武 藤 幸	
南部センター学校栄養職員	荻 原 真 由 美	
南部センター栄養教諭	片 桐 美 咲	
南部センター技師	工 藤 律 子	

学校給食南部センター運営委員会 年度別役員について
(平成30年度～令和12年度)

年度 \ 役職	会 長	副会長	献立委員長	監事 (T)	監事 (中P)	監事 (小P)
平成30年度	岸野小学校長	佐久城山小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	野沢中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
令和元年度	佐久城山小学校長	野沢小学校長	中込小学校長	岸野小学校長	中込中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
令和2年度	野沢小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	佐久城山小学校長	野沢中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長
令和3年度	野沢中学校長	中込小学校長	泉小学校長	野沢小学校長	中込中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
令和4年度	中込小学校長	泉小学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	野沢中学校 PTA会長	佐久城山小学校 PTA会長
令和5年度	泉小学校長	中込中学校長	佐久城山小学校長	中込小学校長	中込中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
令和6年度	中込中学校長	岸野小学校長	野沢小学校長	泉小学校長	野沢中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
令和7年度 (案)	岸野小学校長	佐久城山小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	中込中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長
令和8年度 (案)	佐久城山小学校長	野沢小学校長	中込小学校長	岸野小学校長	野沢中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
令和9年度 (案)	野沢小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	佐久城山小学校長	中込中学校 PTA会長	佐久城山小学校 PTA会長
令和10年度 (案)	野沢中学校長	中込小学校長	泉小学校長	野沢小学校長	野沢中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
令和11年度 (案)	中込小学校長	泉小学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	中込中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
令和12年度 (案)	泉小学校長	中込中学校長	佐久城山小学校長	中込小学校長	野沢中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和7年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - （1）小学生 310円
 - （2）中学生 350円
 - （3）職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。
ただし、令和7年4月から実施の「学校給食費米価高騰対策支援事業」は、児童・生徒を対象とした給食費の上乗せ補助であることから、当該負担分として、南部・北部・臼田・望月センターが給食提供する学校は、4月～10月の間は上記にそれぞれ10円を加算し、浅科センターが給食提供する学校は、4月～翌年1月の間は上記にそれぞれ10円を加算する。
 - （4）給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記（1）（2）に準じるものとする。
ただし、令和7年4月から実施の「学校給食費米価高騰対策支援事業」は、児童・生徒を対象とした給食費の上乗せ補助であることから、当該負担分として、南部・北部・臼田・望月センターが給食提供する学校は、4月～10月の間は上記にそれぞれ10円を加算し、浅科センターが給食提供する学校は、4月～翌年1月の間は上記にそれぞれ10円を加算する。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
ただし、前項（1）及び（2）の区分においては、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助する「学校給食費物価高騰対策事業」をもって、保護者負担の軽減を図る。1食単価（日額）の保護者実質負担額は以下のとおりとする。
 - （1）小学生 保護者実質負担額 300円
 - （2）中学生 保護者実質負担額 340円なお、前項（3）及び（4）の区分においては「学校給食費物価高騰対策事業」の対象外とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター事務担当職員（以下、「事務担当職員」という。）に提出するものとする。
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。
なお、3月分については変更ができないものとする。
- 7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。

なお、3月分については変更ができないものとする。

- 8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 （令和7年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	72円	21円	64円	63円
中 学 校	72円	28円	70円	70円

令和7年度 佐久市学校給食南部センター給食会計予算(案)

佐久市学校給食南部センター

令和7年度 佐久市学校給食南部センター給食会計予算

令和7年度 佐久市学校給食南部センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 173,450,000 円 と定める。

令和7年5月22日提出

佐久市教育委員会 学校給食課長 小林 清彦

歳入

(単位：円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 分		説 明
					区	金額	
1 給食費	1 給食費	165,686,508	162,916,966	2,769,542	1 小学校 給食費	102,139,600	野沢小学校 484 名 × 200 日 × 300 円 = 29,040,000 円 38 名 × 118 日 × 320 円 = 1,434,880 円 38 名 × 82 日 × 310 円 = 965,960 円 泉小学校 236 名 × 201 日 × 300 円 = 14,230,800 円 32 名 × 118 日 × 320 円 = 1,208,320 円 32 名 × 83 日 × 310 円 = 823,360 円 岸野小学校 121 名 × 202 日 × 300 円 = 7,332,600 円 17 名 × 121 日 × 320 円 = 658,240 円 17 名 × 81 日 × 310 円 = 426,870 円 中込小学校 312 名 × 202 日 × 300 円 = 18,907,200 円 31 名 × 119 日 × 320 円 = 1,180,480 円 31 名 × 83 日 × 310 円 = 797,630 円 佐久城山小学校 379 名 × 203 日 × 300 円 = 23,081,100 円 32 名 × 120 日 × 320 円 = 1,228,800 円 32 名 × 83 日 × 310 円 = 823,360 円
						60,784,080	野沢中学校 449 名 × 201 日 × 340 円 = 30,684,660 円 43 名 × 117 日 × 360 円 = 1,811,160 円 43 名 × 84 日 × 350 円 = 1,264,200 円 中込中学校 357 名 × 203 日 × 340 円 = 24,640,140 円 33 名 × 119 日 × 360 円 = 1,413,720 円 33 名 × 84 日 × 350 円 = 970,200 円
						1,841,750	南部センター 25 名 × 122 日 × 360 円 = 1,098,000 円 25 名 × 85 日 × 350 円 = 743,750 円

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 分		説 明
					区	金 額	
					4 過年度 給食費	921,078	過年度未収金 921,078 円
2 負担金・ 補助金	1 負担金	485,388	490,402	△ 5,014	1 負担金	485,388	米粉活用負担事業 佐久市(6回分) 323,592 円 (米粉パン) JA佐久養圃(3回分) 161,796 円
	2 補助金	7,248,488	9,548,240	△ 2,299,752	1 補助金	7,248,488	物価高騰対策事業補助金(児童・生徒) 471,359 食 × 10 円 = 4,713,590 円 米価高騰対策支援事業補助金(児童・生徒) 小学生 216,012 食 × 7 円 = 1,512,084 円 中学生 113,646 食 × 9 円 = 1,022,814 円 前年度繰越金 26,866 円
3 繰越金	1 繰越金	26,866	59,356	△ 32,490	1 繰越金	26,866	
4 雑収入	1 雑収入	2,750	15,036	△ 12,286	1 雑収入	2,750	試食代・預金利子等 2,750 円
歳入合計		173,450,000	173,030,000	420,000			

歳 出

(単位:円)

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説 明
					区 分	金 額	
1 事業費	1 調理費	171,677,968	171,405,830	272,138	1 主食費	37,247,004	野沢小学校 484 名 × 200 日 × 63 円 = 6,098,400 円 38 名 × 200 日 × 63 円 = 478,800 円 泉小学校 236 名 × 201 日 × 63 円 = 2,988,468 円 32 名 × 201 日 × 63 円 = 405,216 円 岸野小学校 121 名 × 202 日 × 63 円 = 1,539,846 円 17 名 × 202 日 × 63 円 = 216,342 円 中込小学校 312 名 × 202 日 × 63 円 = 3,970,512 円 31 名 × 202 日 × 63 円 = 394,506 円 佐久城山小学校 379 名 × 203 日 × 63 円 = 4,847,031 円 32 名 × 203 日 × 63 円 = 409,248 円 野沢中学校 449 名 × 201 日 × 71 円 = 6,407,679 円 43 名 × 201 日 × 71 円 = 613,653 円 中込中学校 357 名 × 203 日 × 71 円 = 5,145,441 円 33 名 × 203 日 × 71 円 = 475,629 円 学校給食南部センター 25 名 × 207 日 × 71 円 = 367,425 円 米価高騰分 小学校児童 (補助金額) 1,512,084 円 中学校生徒 (補助金額) 1,022,814 円 職員・センター 251 名 × 141 日 × 10 円 = 353,910 円
					2 牛乳代	37,199,880	野沢小学校 484 名 × 200 日 × 72 円 = 6,969,600 円 38 名 × 200 日 × 72 円 = 547,200 円 △ 9 名 × 200 日 × 72 円 = △ 129,600 円

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 分		説 明
					区	金 額	
							泉小学校 236 名 × 201 日 × 72 円 = 3,415,392 円 32 名 × 201 日 × 72 円 = 463,104 円 岸野小学校 121 名 × 202 日 × 72 円 = 1,759,824 円 17 名 × 202 日 × 72 円 = 247,248 円 中込小学校 312 名 × 202 日 × 72 円 = 4,537,728 円 31 名 × 202 日 × 72 円 = 450,864 円 △ 3 名 × 202 日 × 72 円 = △ 43,632 円 佐久城山小学校 379 名 × 203 日 × 72 円 = 5,539,464 円 32 名 × 203 日 × 72 円 = 467,712 円 △ 4 名 × 203 日 × 72 円 = △ 58,464 円 野沢中学校 449 名 × 201 日 × 72 円 = 6,497,928 円 43 名 × 201 日 × 72 円 = 622,296 円 △ 8 名 × 201 日 × 72 円 = △ 115,776 円 中込中学校 357 名 × 203 日 × 72 円 = 5,217,912 円 33 名 × 203 日 × 72 円 = 482,328 円 △ 3 名 × 203 日 × 72 円 = △ 43,848 円 学校給食南部センター 25 名 × 207 日 × 72 円 = 372,600 円
					3 副食費	97,231,084	野沢小学校 484 名 × 200 日 × 175 円 = 16,940,000 円 38 名 × 200 日 × 175 円 = 1,330,000 円 泉小学校 236 名 × 201 日 × 175 円 = 8,301,300 円 32 名 × 201 日 × 175 円 = 1,125,600 円 岸野小学校 121 名 × 202 日 × 175 円 = 4,277,350 円 17 名 × 202 日 × 175 円 = 600,950 円

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 減		説 明
					区 分	金 額	
							中込小学校 312 名 × 202 日 × 175 円 = 11,029,200 円 31 名 × 202 日 × 175 円 = 1,095,850 円 佐久城山小学校 379 名 × 203 日 × 175 円 = 13,463,975 円 32 名 × 203 日 × 175 円 = 1,136,800 円 野沢中学校 449 名 × 201 日 × 207 円 = 18,681,543 円 43 名 × 201 日 × 207 円 = 1,789,101 円 中込中学校 357 名 × 203 日 × 207 円 = 15,001,497 円 33 名 × 203 日 × 207 円 = 1,386,693 円 学校給食南部センター 25 名 × 207 日 × 207 円 = 1,071,225 円
	2 返還金	410,616	428,933		1 返還金	410,616	主食返還金(パン) 2 名 × 72 日 × 64 円 = 9,216 円 (野沢小1名・佐久城山小1名) 2 名 × 72 日 × 70 円 = 10,080 円 (野沢中2名) 主食返還金(麺) 0 名 牛乳返還金 27 名 391,320 円
	3 手数料	23,760	27,720		1 振込手数料	23,760	6 校 × 12 月 × 330 円 = 23,760 円
2 予備費	1 予備費	1,337,656	1,167,517	170,139	1 予備費	1,337,656	
歳出合計		173,450,000	173,030,000	442,277			

令和7年度 年間給食実施一覧表

[illegible]

野沢小 200

泉小

201

岸野小

202

中込小

202

城山小

203

野沢中

201

中込中

203

センタ

207

令和7年度 学校給食の実施内容

(学校給食の目標)

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進
- ② 食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性・協同の精神を養う
- ④ 生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を養う
- ⑤ 食にかかわる人々の様々な活動についての理解を深め、勤労を重んじる態度を養う
- ⑥ 各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深める
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く

1. 献立方針

- ① 令和7年度献立年間計画による献立の作成
- ② 旬の食材、季節の行事食や郷土料理等を取り入れる工夫
- ③ 毎月の食育の日（19日）の献立
- ④ 年4回の「ピンピンきらり食」の実施（6・10・12・2月）
- ⑤ 「佐久の日献立」の実施（3月9日）
- ⑥ 地場産物の活用（学校給食応援団、業者からの仕入れ時、産地確認）
- ⑦ 各校の希望献立を取り入れる（各1回）
- ⑧ 衛生に配慮した献立（季節等も考慮し無理のない献立）
- ⑨ 運営委員会、献立委員会、試食会や各学校からの意見要望に対しての献立への反映
- ⑩ 食物アレルギー対応食の提供

2. 食に関する指導

- ① 学校訪問（全学級）による児童・生徒の給食の様子の把握、食育指導
- ② 学校からの要請による「食育」
- ③ 献立表・食育だよりや毎日の献立に関連した給食ひとこと伝言板による食育
- ④ ランチタイム（交換ノート）による交流や、献立研究

3. 衛生管理

- ① 学校給食衛生管理基準にそって実施
- ② 定期的な食材検査（細菌類）、施設内のふきとり検査等
- ③ 定期の衛生検査の実施

学校長 様
給食主任 様

栄養教諭等と連携する食育について

佐久市学校給食南部センター

栄養教諭等と連携した教科等における食に関する指導について提案いたします。今年度は、昨年度実施した5・6年生家庭科、中学1年生特別活動について、全ての学校で同じように実施を計画しております。その他にも各学校の状況に合わせて食育を連携してすすめたいと考えておりますので、資料内容をもとにご検討をお願いします。授業の場合は、教科担任（T1）と栄養教諭等（T2）とTTで実施します。授業や指導の資料提供等もご協力いたします。担当学年等にお声がけいただき、現時点での希望予定を別紙に記入し、給食センターへ提出をお願いします。

後日、日程調整等行い希望学校、学年に連絡いたします。事前打ち合わせをし、実施する予定です。

【小学校 家庭科】

対象学年	単元	栄養教諭等の支援（T2）
5年生	2 ゆでる調理でおいしさ発見 <u>5 食べて元気！ご飯とみそ汁</u> ・ <u>食事の役割と栄養のバランスを考えよう</u>	・ 給食のゆで野菜料理の紹介とその調理のポイント ・ 給食のみそ汁の内容や調理の仕方を知る ・ だしの種類とだしの味の違いについて ・ <u>五大栄養素と体内での働きを理解し、給食に使われている食品の3つのグループ分け</u>
6年生	10 朝食から健康な1日の生活を ・ 朝食の役割を考えよう ・ いためる調理で朝食のおかずを作ろう ・ 朝食から健康な生活を始めよう <u>13 まかせてね 今日の食事</u> ・ <u>献立の立て方を考えよう</u> ・ <u>1食分の献立を立てて、調理しよう</u>	・ 給食の炒め野菜料理の紹介とその調理のポイント ・ 朝食の役割、大切さ ・ 朝食作りの工夫 ・ <u>給食の献立作成のポイント</u>

【中学校 技術・家庭科】

対象学年	単元	栄養教諭等の支援（T2）
1年生 2年生 3年生	私たちの食生活 中学生に必要な栄養 バランスの良い献立作り 食品の保存と食中毒の防止 朝食作りに挑戦しよう 弁当作りに挑戦しよう 日本の食文化と和食の調理 持続可能な食生活を目指して	・ 学校給食の献立から、中学生に必要な食事摂取基準や食品群別摂取基準について栄養アセスメントから考える ・ 中学生に必要な食品の種類や概量の踏まえ方と献立作成のポイント ・ 給食作りにおける衛生管理のポイント ・ 給食で取り入れている行事食や地域食文化を取り入れた献立について ・ 学校給食の献立からフードマイレージを考える

【小学校 特別活動】

対象学年	単元	栄養教諭等の支援（T2）
低学年	・お食事のマナーと正しいはしの持ち方を 知ろう	自分の姿勢、食器の持ち方を振り返り、正しい はしの持ち方について知らせ、正しく持てる とどんな良いことがあるか知る。

※特別活動はクラスで抱える食に関する課題等ありましたらご相談ください。

【中学校 特別活動】

対象学年	単元	栄養教諭等の支援（T2）
1 学年	・ <u>成長期に必要な食事の量を知ろう</u>	・ <u>毎日の給食をとおして、生徒一人一人の必 要な食事量を知り、自分に合った適正な食事 の量について考える。</u>

※特別活動についてクラスで抱える食に関する課題等ありましたらご相談ください。

【その他 食に関する教科】

学校の食に関する指導の全体計画に沿い、体育科（保健体育） 社会科 道徳科 生活科 総合的な学習の時間など、栄養教諭との TT（ティームティーチング）を実施。

【個別的な相談指導】

- ・養護教諭と連携し、偏食、肥満・痩身傾向、食物アレルギー、スポーツ実施等の食に関する健康課題ある児童生徒について情報共有、個別指導を行う。※必要に応じて学級単位の指導

【食育講座】

- ・全校集会での講話（給食週間における児童集会等）
- ・成長期に必要な食事量を知る（中学生）
- ・学校保健委員会

【その他】

- ・児童の社会科見学(センター見学)
- ・中学生のキャリア教育、職場体験（栄養士 栄養教諭 調理員等）

佐久市学校給食南部センター

担当 荻原 片桐

電話 0267-62-0617

FAX 0267-63-1249

令和7年度(2025) 佐久市学校給食南部センター 食に関する指導の全体計画

【学校給食法】学校給食の目的→「食育の推進」 【食育基本法】→国の食育推進基本計画

食に関する指導の目標(文部科学省)

- ・知識・技能
- ・思考力・判断力・表現力等
- ・学びに向かう力・人間性等

食に関する指導の3体系

- ・教科等における食に関する指導
- ・給食時間における食に関する指導
- ・個別的な相談指導

食育の視点

- ①食事の重要性
- ②心身の健康
- ③食品を選択する能力
- ④感謝の心
- ⑤社会性
- ⑥食文化

佐久市児童・生徒の実態

(2022実態調査 小5 788人、中2 674人)

- 朝食を毎日食べる 小89.7%、中86.5%
- 朝食バランスよい 小59.9%、中55.7%
- 郷土料理を知っている 小38.5%、中62.0%
- 給食は楽しみ 小91.7%、中78.2%

長野県食育推進計画(第4次)

長野県県民運動 ACEプロジェクト

Action(体を動かす) Check(健診を受ける) Eat(健康に食べる)

目標・1日あたり食塩摂取量 9g ・1日あたり野菜摂取量 350g

佐久市教育振興基本計画 *令和8年度までの目標

- 学校給食を楽しみに思う児童生徒の割合 小学生66.8→70%以上
- 中学生55.8→60%以上

第3次佐久市健康づくり計画21【抜粋】*令和15年度までの目標

○食を大切にすることを育む～元気よぶ笑顔あふれる我が家の食卓～
「早ね・早起き・朝ごはん・朝うんちプラス歯みがき」

- (1) 食育に関心がある割合 82.7%
- (2) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の割合 97.0%
- (3) 佐久地域の郷土料理を知っている児童生徒の割合 57.5%
- (4) 学校給食における佐久産農産物の利用の割合 35.0%
- (5) 朝食を欠食する子どもの割合 5.7%
- ・食塩摂取量の減少 ・野菜摂取量の増加
- ・地場産品購入の増加 ・肥満、やせ傾向にある子どもの減少

佐久市学校給食南部センターにおける食に関する指導の目標

- (知識・技能) ・食事の重要性や栄養バランス、食文化等について理解し、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けている。
 - (思考力・判断力・表現力等) ・食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき考え、自ら管理したり判断できる。
 - (学びに向かう力・人間性等) ・主体的に、自他の健康な食生活を実現したり、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間形成能力を身に付けている。
- 到達目標(重点目標) 主食・主菜・副菜のそろった朝食を食べる児童生徒を増やす

佐久市学校給食南部センターの食育

【教育委員会 学校給食課】

生きる力の基礎となる学校給食の推進

【健康づくり推進課】

- ・びんころ御膳
- 塩分控えめ 野菜たっぷりレシピ
- ・食育活動の連携
- ・食育リーフレットの活用
- ・おやこ食育教室
- ・高校生の食育講座
- ・食育ボランティア

【子育て支援課】

- ・献立連携・実態把握
- ・指導内容の連携
- ・キッズキッチン

【農政課】

- ・学校給食応援団との連携地域食材及び生産者とのコーディネート
- ・子どもたちへの農業・加工体験の提供

【移住交流推進課】

- ・大船渡復興支援事業
- ・友好都市の地域食材・郷土食・食文化交流

【地域への発信】

- ・佐久市HPへ献立表・食育だよりの掲載
- ・FM佐久平情報提供
- ・広報さくへの情報提供
- ・佐久ケーブルテレビ番組協力

献立の充実

- ・年間献立計画に沿った計画的な献立の提供
- ・和食を中心に「主食・主菜・副菜・汁物」をバランスよく組み合わせる
- ・減塩、野菜を増やした献立の実施
- ・「びんころキラリ食(佐久市の健康長寿食)の提供と意識付け(4回/年)」
- ・姉妹都市大船渡復興支援献立 さんまの日 9月30日
- ・佐久を味わおう 佐久の日献立 3月9日
- ・旬、地域食材、郷土食を取り入れた「食育の日」の設定
- ・行事食を取り入れる ・希望献立の実施
- ・献立表、食育だよりで食に関する知識の習得、食体験を重ねる
- ・食物アレルギー対応食の提供

学校との連携

- ・給食センター食に関する全体計画の策定、配布 ・年間献立計画の周知、配布
- 【教科等における食に関する指導】
- 各学校の食に関する指導の全体計画と連携した指導
- 社会、理科、生活、家庭、技術・家庭、体育、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等
- ・社会見学・児童会・生徒会活動、職場体験学習の受け入れ
- 【給食時間における食に関する指導】
- ・センター職員の学校訪問、給食時間の指導及び児童生徒の実態把握、給食実施状況の確認
- 学級訪問時の給食時間の指導内容
- 1年生 給食ができるまで
- 2年生 食事のマナー
- 3年生 食べ物の3つの働きを知る
- 4年生 朝ごはんについて
- 5年生 佐久市の長寿食、びんころキラリ食
- 6年生 学校給食応援団(地産地消)
- 中1生 中学生の食生活(朝食について)
- 中2生 成長期に必要な栄養素カルシウム
- 中3生 お弁当作りのポイント

- ・毎日の献立に関連した給食ひとこと伝言板の作成配布
- ・びんころキラリ食や食育の日の資料作成配布
- ・学校(児童生徒職員)と給食センター(調理員)との交換ノート「ランチタイム」
- 【個別的な相談指導】
- 偏食・肥満・痩身傾向、食物アレルギー、スポーツ実施等

家庭との連携

- ・PTA見学・試食の受け入れ、親子給食、学校保健委員会等の講話
- ・献立表、食育だよりの発行(毎月)
- ・佐久市給食・食育通信「にんじん」の発行(2回/年)
- ・「2025年度長野県食に関する実態調査」の結果周知

地域との連携

- ・農政課、学校給食応援団との連携による地域食材の活用及び生産者との情報交換
- ・健康づくり課との連携 ・移住交流推進課との連携
- ・佐久保健福祉事務所との連携「さくさく野菜を食べようキャンペーン」

【学校】

食育計画の見直しと実施する内容と意識をつなげる工夫

- ・給食指導(準備・挨拶・食事のマナー・片付け・衛生管理)
- ・給食ひとこと伝言板による日々の食育、給食センターとの交換ノート
- ・献立表、食育だよりの活用
- ・教科等における食育の授業
- ・集会、放送
- ・給食週間
- ・親子給食
- ・給食センター見学(児童・PTA)
- ・職場体験(生徒)
- ・PTAとの連携(試食会・学校保健委員会等)
- ・農業及び収穫体験
- ・地域食材生産者との交流
- ・給食センター運営委員会及び献立委員会等

【家庭(PTA)】

- ・献立表、食育だよりの活用
- ・給食センター見学、試食会
- ・親子給食、栄養教諭の食育講話
- ・学校保健委員会・食育講演会等への参加
- ・給食センター運営委員会及び献立委員会への参加

【食育推進の評価】

活動目標

- ・配属校へ食育講話 全学級行う(学校訪問時)
- ・配属校へ食育授業 全学校行う
- ・郷土料理の提供 7品/年

成果指標

- 朝ごはんを毎日食べる子 100%に近づける
- 朝食のバランスがよい子 60%
- 郷土料理を知っている子 57.5%
- 学校給食に地場産物を使用する割合 県内産50% 市内産35%

令和7年度 献立年間計画

佐久市学校給食南部センター

月	月 目 標	献立作成のポイント	行 事 食	行事・旬の食品等	指 導 内 容	その他
4月	楽しい食事をしよう。	入学のお祝いらしい献立にする。新入生が食べやすいように調理の工夫をする。	入学祝献立 お花見献立	春キャベツ・さわら たけのこ・清見オレンジ ★年間:米・米粉 大豆・豆腐	正しい食事のあり方 給食のきまり	
5月	バランスの良い食事をしよう。	主食・主菜・副菜のそろった家庭の見本となるようにバランスを整える。	こどもの日献立	お茶・新じゃが 初かつお アスパラガス ★チンゲン菜	バランスのとれた食事 成長期の食事	
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	骨や歯を丈夫にし、歯に良い食べ物や、食生活を知る。	歯の衛生週間 献立 ぴんキラ食	小魚・大豆・いか メロン・新玉ねぎ さくらんぼ・梅 ★レタス・きゅうり・チンゲン菜・白菜・ブロッコリー	カルシウムの働き 歯の健康と食生活 梅雨時の衛生 (手あらい・身支度)	学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を多く取り入れる。	七夕献立 土用の丑献立 希望献立 (佐久城山小)	魚めん・トマト・なす すいか・メロン ★玉ねぎ・レタス・ブロッコリー・白菜 ★ズッキーニ・チンゲン菜・いんげん ★さやべつ・きゅうり・ミニトマト	夏休みの望ましい食生活 暑さに負けない体をつくる	学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を使って、好き嫌いをなくす献立を工夫する。	夏野菜献立	なす・冬瓜 ★レタス・玉ねぎ・ピーマン ★きゅうり・かぼちゃ ★ミニトマト・じゃが芋・チンゲン菜 ★さやべつ・ズッキーニ	3食の重要性 間食の役割	学校訪問
9月	朝食の大切さについて理解しよう。	季節の野菜を知る。運動量の多い月なので食事の質と量を配慮する。	十五夜献立 希望献立 (申込中)	月見団子・里芋 さんま・ぶどう・梨 ★ふな・きゅうり・ピーマン ★さやべつ・かぼちゃ・ブルーベリー ★じゃが芋・ズッキーニ・チンゲン菜・りんご	朝食の大切さ 食事と運動の関係	学校訪問
10月	偏食をなくして何でも食べよう。	好き嫌いなく何でも食べることの大切さを知る。秋の味覚を取り入れた献立に配慮する。	ハロウィン献立 ぴんキラ食 希望献立 (岸野小)	いわし・ぶどう・梨・柿 さつまいも・栗 ★鯉・長ねぎ・きゅうり ★さやべつ・白菜・チンゲン菜 ★かぼちゃ・ブロッコリー・りんご	偏食の害を知る 将来の健康まで考えた望ましい食生活 (生活習慣病予防の食事)	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	食べ物を大切にする。作ってくれた方に感謝する。日本型食生活の良さを取り入れた献立。	和食の日 の献立 希望献立 (泉小)	きのこ・柿 鯖・鮭 ★にじます・りんご ★ねぎ・かぼちゃ ★さやべつ・白菜・大根	食事を作る人への感謝の気持ち 食べ物の大切さ 日本型食生活の良さ 地産地消	学校訪問
12月	寒さに負けない食事をしよう。	冬至献立で昔の人々の生活の知恵を知る。 (かぼちゃ・こんにゃく)	冬至献立 ぴんキラ食 希望献立 (野沢小)	ブロッコリー・ゆず こんにゃく・みかん ★ねぎ・かぼちゃ ★大根・りんご・鯉	冬の体の特性 寒さに負けない体をつくるための食品	
1月	郷土の食べ物を知ろう。	正月料理や七草がゆを知り、伝統料理を学ぶ。	七草献立 鏡開献立 希望献立 (中込小)	せり・なずな・もち 鱈・ぼんかん ★矢島凍み豆腐 ★ほうれん草	郷土の食品・料理、 伝統食 給食の歴史	
2月	よくかんで食べよう。	そしゃくの大切さを 知る献立。 大豆のについて学ぶ。	節分献立 ぴんキラ食 入試応援献立 希望献立 (野沢中)	節分豆・いわし わかさぎ・いよかん ★矢島凍み豆腐 ★ほうれん草	噛むことの大切さ 大豆の仲間と栄養	
3月	食生活の反省をしよう。	思い出に残る献立にする。進級、卒業祝らしい献立。	ひな祭献立 卒業祝献立 佐久の日献立	ちらし寿司・お赤飯 菜花・いちご ★矢島凍み豆腐・ほうれん草 ★安養寺味噌・雁食い味噌 ★＝地元食材	望ましい食生活の 実践 1年間の反省	

学校名

令和7年度

泉小学校

4月分 検食 記録

校長印

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
検食時 間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
食品中に人体に有害と思われる異物の混入がないか。																
調理過程において加熱・冷却処理が適切に行われているか。																
食品の異味や異臭、その他の異常がないか。																
一食分として、それぞれの食品の量が適当か。																
味付けや、香り、色彩、形態などは適切か。																
児童生徒の嗜好との関連はよいか。																
記入者																
備考																

検食簿

- ・ 責任者(学校長)が、毎日児童生徒が喫食する前に食べ、異物異臭、味等を検食し記録保管してください。
- ・ 異常を感じた場合はセンターへ速やかに連絡してください。
- ・ 責任者が不在の場合は代替者を決め行ってください。

日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
検食時 間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
食品中に人体に有害と思われる異物の混入がないか。															
調理過程において加熱・冷却処理が適切に行われているか。															
食品の異味や異臭、その他の異常がないか。															
一食分として、それぞれの食品の量が適当か。															
味付けや、香り、色彩、形態などは適切か。															
児童生徒の嗜好との関連はよいか。															
記入者															
備考															

* 検食は管理職が児童生徒の喫食30分前に行い、異常があった場合センターに連絡し適切な対応をとります。

* 検食簿は学校で記録をし、年度末に1年分まとめてセンターへ提出をお願いします。

給食当番日常点検表

学校給食法「学校給食衛生管理基準」により、義務付けられています。各クラスで給食当番の健康チェック及び記録をお願いします。体調不良（吐き気、発熱等）の児童生徒は給食当番に携わらないようお願いします。
（感染性胃腸炎、感染症、インフルエンザ予防の為）

給食当番日常点検表

本日の健康状態

年 組

令和 7 年度

4 月

日	曜日	1 確認	2 下痢をして いる者はい ない	3 発熱、腹痛 嘔吐してい る者はいな い	4 衛生的な服 装をしてい る	5 手指は確実 に洗浄され ている	6 班 名	備考 対応
1	火							
2	水							
3	木							
4	金							
5	土		各項目に沿って、確認します。○ または ✓					
6	日							
7	月		○または✓	○または✓	○または✓	○または✓	3班	
8	火		○または✓	○または✓	○または✓	○または✓	3班	
9	水		A児	○または✓	○または✓	○または✓	3班	当番変更
10	木							
11	金		該当する場合は児童生徒名を記入し、その対応を記入します。					
12	土							
13	日							
14	月							
15	火							
16	水							
17	木							
18	金							
19	土							
20	日							
21	月							
22	火							
23	水							
24	木							
25	金							
26	土							
27	日							
28	月							
29	火							
30	水							
31								

記入上の
注意点

給食実施日に項目内容を確認して、1 欄にチェックしてください。
2 から 5 の内容に該当がある場合はチェックしてください。
6 欄に給食当番の班名を記入してください。
備考欄には該当があったときの対応内容について記入してください。
☆学校で保管してください。

学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）

佐久市学校給食課

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

佐久市では、平成 25 年から学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。
この事業は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対しても等しく学校給食を提供し、
学校生活での本人や保護者の不安、負担の解消に資することを目的としています。

-佐久市学校給食アレルギー対応食供給事業実施要綱(平成 25 年 9 月 26 日教委告示第 17 号)-

2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

1) 基本方針

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。

-「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年 3 月文部科学省-

2) 基本的実施基準

- ◎ 専門的な医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ◎ 基本的に 1 年に 1 回は受診し、評価を受けていること。
- ◎ 定期的に受診し、検査を行っていること。
- ◎ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。
- ◎ 対応食品については「完全除去」か「解除」のみとすること。
 - ・「完全除去」とは、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、原因食物を完全に除くこと。
 - ・「解除」とは、原因食物の除去をやめること。

-「学校における食物アレルギー対応の手引き」平成 27 年 2 月 長野県教育委員会-

3 安全性の確保を目的とした学校給食の考え方

【弁当対応の考慮対象】

以下の(1)(2)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

ウ) 多品目の食物除去が必要

エ) 食器や調理器具の共用ができない

オ) 油の共用ができない

カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※ア)～カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

【調味料・だし・添加物】

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食において、基本的に除去する必要はありません。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

－「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省－

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ（小麦を含む）、香料（小麦を含む）、酵母エキス、調味料（アミノ酸、核酸）

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

令和 7 年度 食物アレルギー対応食の提供について(学校用)

佐久市学校給食南部センター

「アナフィラキシー及び食物アレルギーに係る診療情報提供依頼に関する様式について 4 教保第 405 号(令和 4 年 12 月 7 日)」通知が県教育委員会より届いておりますのでそれに沿った対応をお願いします。

1 対応食について

一般献立を基本とし、食物アレルギーの起因となる食材を除去した除去食、または代替食を提供します。

2 食物アレルギー対応食決定までの流れ

(1) 実態把握(9 月)

食物アレルギー調査票配布・回収・集計一覧表送付

- ・小学校新 1 年生 食物アレルギー調査表(電子申請)配布(全員)・回収(9 月)
- ・中学校新 1 年生 食物アレルギー調査票(電子申請)配布(全員)・回収(9 月)
- ・継続児童、生徒 名簿作成(10 月)

書類準備

●医療機関へ提出する書類一式(学校準備)

(令和7年度 食物アレルギー対応食提供事業対応の流れ参照)

(アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の発行について(初診用)様式1又は(継続受診用)様式2に記載)

学校はアナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る診療情報提供依頼に関する様式について(通知)の手順を参考に文書を作成する。

○センター配布書類(センター準備)

- ・小学校新 1 年生は佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業説明会にて書類配布
- ・中学校新 1 年生、継続児童、生徒は書類をセンターから学校経由で配布

(2) 医療機関受診(11 月～12 月下旬)

保護者は医療機関へ提出する書類一式を持参し医療機関受診

(3) 書類の提出(12 月下旬)

保護者から提出された「診療情報提供依頼書」別紙様式 14 の3を学校が学校医へ持参し学校医の許可を得て写しを取り、センターへも写しを一部送付する。

○佐久市学校給食アレルギー対応食実施意向調査票(様式第 1 号)(電子申請)

○三者面談日程希望表

(4) 三者面談実施(各学校にて)(1 月下旬～2 月中旬)

- ・小学校新 1 年生 各入学予定校にて
- ・中学校新 1 年生 各入学予定校にて
- ・継続児童、生徒 在籍校にて(対応内容に変更がある場合のみ実施)

面談後、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書(様式第 3 号)(電子申請)の提出
食物アレルギー対応委員会開催 個別取組プラン検討、決定、全職員に周知

(5) 審査・決定

対応の可否を審査後、保護者へ佐久市食物アレルギー対応食提供事業実施決定書を送付

3 学校・家庭との連絡について

1) 毎月の流れ

翌月分のアレルギー対応書類の送付(20日頃) 連絡封筒に入れ、学校経由で家庭へ送付

対応食確認表・アレルギー対応代替献立・承諾書(電子申請)・詳細な献立・月間配合表配布

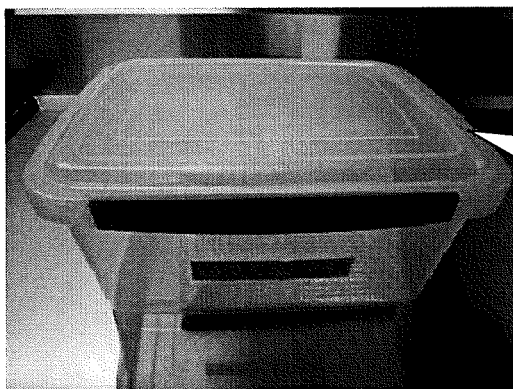
承諾申請(25日頃)

家庭で対応内容を確認、問題なければ承諾を電子にて行い空封筒を学校経由でセンターへ提出

個別確認表(コピー)を学校へ送付(末日までに)

2) 対応食学校への提供の流れ

- ・学校ごと、その日の対応食と送り状をアレルギー食缶へ詰め、コンテナの所定の位置に入れ、配送します。(送り状は学校保管になります。)



《アレルギー食缶の中身》

・アルミバック(ネームプレート付)

・送り状

4月9日(火) 送り状(アレルギー対応食)		○: 対応食あり △: 家庭から持参										
〇〇小学校		1年1組	1年1組	2年2組	2年2組	5年1組						
献立	南部センター	△ △ △ △	□ □ □	■ ■ ■ ■	○ ○ ○ ○							
コッペパン	○			△								
焼きフランク	○			○								
しょうゆフレンチサラダ2												
白菜と厚揚げのスープ												
くだもの(清見オレンジ)1/4	○				○							

対応食のある献立には○がついています。
家庭から持参するものがある献立には△がついています。
(センターからの対応食はなしです。)
対応食と照らし合わせ、全員分そろっているか確認をお願いします。

＊連絡事項など

個別のアルミバックの中に、対応食と一緒にアレルギー対応食連絡表(A5 ピンク用紙)を入れてあります。必ず学級担任等の職員が確認し、確認欄へチェック、サインをして戻してください。連絡事項等がある場合は、連絡欄へ記入してください。

アレルギー対応食連絡表記入例

アレルギー対応食連絡表 令和7年4月9日(水)

〇〇小学校		1年1組	
南部センターさん			

対応食が
そろっているか
確認しチェックを
お願いします。

学校 確認	献立名	対応内容	センター 確認
✓	コッペパン	パン停止→ごはんで代替	○
✓	焼きフランク	トマトピューレ除去→除去のみで対応	○
	しょうゆフレンチサラダ2		
	白菜と厚揚げのスープ		
✓	くだもの(清見レゾ) 1/4	清見オレンジ除去→ぶどうゼリーで代替	○

連絡欄は残食等
で気付いたことが
ありましたら書いて
ください。

連絡欄(気づいたことがありましたらお知らせください) 例) 食べきれずに残しました。	担任印
---	--

担任の先生は
確認しサイン
してください。
(サイン漏れの
ないように
お願いします。)

・対応食の食べ残しは、クラスの食缶ではなく、対応食容器に入れて戻してください。

その際、容器のフタはきちんと閉めてください。

・返却時はアルミパックをアレルギー食缶に入れ、コンテナの所定の位置へ入れてください。

・対応食の配膳手順、おかわり等については学校のマニュアルに従い、安全に行ってください。

誤食を防ぐために食器へ移さずに食べて頂くことを推奨します。

4 その他

- 1) 対応内容に変更がある場合、学校へ申し出センターへも連絡をお願いします。医療機関へ提出する書類一式(学校準備)、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更(中止)願(センター準備)の提出が必要となります。
- 2) 対応を中止する場合、佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業変更(中止)願の提出が必要となります。
- 3) 転入生は、アレルギーの有無にかかわらず随時「食物アレルギー調査について(お願い)」(別紙)を提出してください。アレルギー対応食の希望がある場合には三者面談を行い、対応の準備を進めます。
- 4) 牛乳・主食(パン・ソフト麺・ごはん)を停止した場合は返金となります。

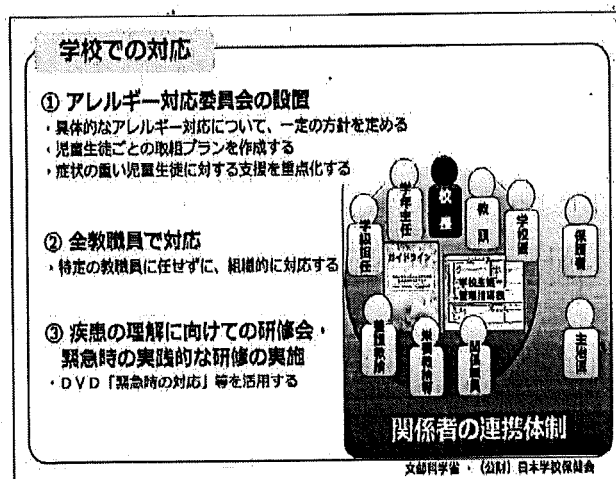
※代替食提供時は返金なし。

5-2 学校の役割

ア アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置します。対応委員会では、校内の児童生徒等のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有します。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき本書を参考に話し合いを進めます。

※アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠です。



【委員構成例と主たる役割例】

◎委員長 校長（対応の総括責任者）

◎委員

- ・副校長・教頭（校長補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭（教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）
- ・養護教諭（実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止）
- ・栄養教諭・学校栄養職員（給食調理・運営の安全管理、事故防止）
- ・保健主事（教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭等の補佐）
- ・給食主任（栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底）
- ・関係学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連携、事故防止）

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

※必要に応じて、委員会に、共同調理場長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加えます。

「学校における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

○:センター作成書類 ●:学校作成書類

	継続者(小1~5年 中学1~2年)	小学校新1年生(来入児)	中学校新1年生(現小学6年生)
4月 ~ 8月	対応食開始 転入生アレルギー調査(随時)※用紙		
9月	毎月 ・個人別アレルギー対応食確認表、 詳細な献立・配合表配布 ・承諾書 ※電子申請 ・対応内容最終確認 ・対応食決定内容学校へ送付	食物アレルギー実態調査(9月) 対象:全小学新1年生 場所:各小学校 (第1回来入児説明会にて) 「食物アレルギー調査について」調査表 当日回答 ※電子申請	
10月	保護者配布書類準備(10月)		
	センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業意向調査票 ※電子申請 ○佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業実施申請書 ※電子申請 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物ア レルギー等に係る学校生活管理 指導表の発行について (継続受診用)様式2」 ●医療機関へ提出する書類一式 (学校⇒保護者⇒医療機関)	センター準備書類 ○入学予定食物アレルギー対応食 提供事業希望者保護者説明会 ○佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業意向調査票 ※電子申請 ○佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業実施申請書 ※電子申請 ○三者面談日程調整表 学校準備書類 ●「アナフィラキシー及び食物アレルギー等に係る学校生活管理指導表の 発行について(初診用)様式1」 ●医療機関へ提出する書類一式(学校⇒保護者⇒医療機関)	センター準備書類 ○佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業意向調査票 ※電子申請 ○佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業実施申請書 ※電子申請 ○三者面談日程調整表
	(1) アナフィラキシー及び食物アレルギー等診療情報 提供依頼書(様式3) (2) 「診療情報提供書別紙様式14の3」 (保険診療での様式「学校生活管理 指導表(アレルギー-疾患用)」) (3) 学校生活管理指導表(アレルギー-疾患用) (情報提供が必要な疾患にチェックが されているもの)※必要な場合に限る (4) アレルギー管理表(過去の記録等)など (学校に記録がある場合に限る) (5) 学校におけるアレルギー対応情報提供書 (様式4)(過去に医療機関から別紙 様式14の3(学校生活管理指導表 (アレルギー-疾患用))が発行された者のみ)		
11月		佐久市学校給食アレルギー対応食 提供事業説明会開催(11月上旬) 対象:アレルギー対応食希望者 場所:佐久市学校給食南部センター	
12月	医療機関受診(11月~12月下旬)		
	書類提出 ・受診後、保護者は学校へ書類を提出 ・学校は提出された「診療情報提供書 別紙様式14の3」を学校医へ提出し、許可を得て写しを取り保管。 また 写しを12月下旬までにセンターへ送付する。		
1月	三者面談実施(1月下旬~2月中旬)		
	参加者: 保護者 学校長 養護教諭 給食主任等 係員 栄養教諭 学校栄養職員 アレルギー担当栄養士 ※変更がある場合のみ実施 場 所:各小中学校(在籍校)		
2月	場 所:入学予定小学校		
2月	場 所:入学予定中学校		
2月	○「佐久市学校給食アレルギー対応食提供事業実施申請書」面談後保護者が申請 ※電子申請		
3月	審査・決定(3月上旬) ○「食物アレルギー対応食提供事業実施決定通知書」保護者へ送付 ※用紙		

令和 7 年（2025 年）5 月 12 日

学校長 様

長野県教育委員会事務局
保 健 厚 生 課 長

令和 7 年度児童生徒の食に関する実態調査の実施について（依頼）

標記調査は、児童生徒の食生活等に関する実態を継続的に把握するとともに、学校における食に関する指導の充実を図ること等を目的に、長野県教育委員会と長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会が共同で 3 年度毎に実施しています。

令和 7 年度はこの調査の実施年度にあたることから、下記により実施しますので、お忙しいところ恐縮ですが御協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査結果は県のホームページで公表するほか、長野県食育推進計画等の進捗管理、評価等の資料として活用するとともに、学校における食育推進の基礎資料として活用していただけるよう市町村あてに報告いたしますので、御承知おき願います。

記

1 調査の内容及び実施方法

別添「令和 7 年度長野県児童生徒の食に関する実態調査実施要領」による

2 調査対象者

県内の完全給食を実施している公立の小学校 5 年生及び中学校 2 年生（義務教育学校 5 年生及び 8 年生を含む）

3 調査実施日

令和 7 年 6 月 18 日（水）から 7 月 11 日（金）のうち 1 日（休日の翌日（月）を除く）

※ 実施不可日：6 月 23 日（月）・6 月 30 日（月）・7 月 7 日（月）

4 調査方法の概要

（1）Google フォームにより 1 人 1 回のみ回答をする。

■ 小学 5 年生用

URL : <https://forms.gle/2dFxBswDNSMbiAFa9>

■ 中学 2 年生用

URL : <https://forms.gle/RxVFopcqkWEGPnJUA>

（2）学校は、別添「入力上の留意点」を参照し、児童生徒に調査の趣旨を説明する。

（3）児童生徒はタブレット端末で、Google フォームにおいて回答する。

- (4) 学校は、調査終了後、下記 URL または二次元コードから県教委へ終了報告をする。県教委は、この報告が 7 月 11 日（金）までに確認できない場合は、当該校へ調査実施状況について照会する。

■（学校担当者回答）終了報告

URL : <https://forms.gle/C8dFv1AtaBwoRM2o6>

二次元コード



5 その他

- (1) 調査にかかる時間は 15～20 分程度です。児童生徒が、自分の生活を振り返るための時間として御活用ください。
- (2) Google フォームで実施できない場合は、別添の調査票（PDF）を御使用ください。その場合は、下記担当にメールで御一報いただいた上で、7 月 11 日（金）までに、様式 1（回答用紙提出用）を添付の上、保健厚生課へ送付してください。
- (3) 部会は、学校別の調査結果を各学校に報告します。

6 添付書類

- ・令和 7 年度長野県児童生徒の食に関する実態調査実施要領
- ・調査票（小学校 5 年生用）
- ・調査票（中学校 2 年生用）
- ・入力上の留意点
- ・R7 市町村学校コード一覧表
- ・様式 1（回答用紙提出用） ※紙ベースで提出する場合

（問合せ先）

担当	総務・学校給食係 和田
電話	026-235-7470（直通）
FAX	026-234-5169
E-mail	hokeko@pref.nagano.lg.jp

令和7年度長野県児童生徒の食に関する実態調査実施要領

1 目的

児童生徒の食生活等に関する実態を継続的に把握し、学校における食育推進のための基礎資料とするとともに、食育推進計画等の目標・指標の進捗管理、評価のための資料とする。

また、児童生徒の食生活等の課題を明らかにすることにより、学校における食に関する指導の充実を図る。

2 実施主体

長野県教育委員会（以下、「県教委」という。）

長野県学校保健会栄養教諭・学校栄養職員部会（以下、「部会」という。）

3 調査協力

松本大学 データ解析

4 調査対象者

完全給食を実施している県内公立小学校5年生及び中学校2年生

（義務教育学校5年生及び8年生を含む）の悉皆調査

5 調査実施日

令和7年6月18日（水）から7月11日（金）のうち1日（休日の翌日（月）を除く）

※ 実施不可日：6月23日（月）・6月30日（月）・7月7日（月）

6 調査内容

児童生徒の食生活及び学校給食に係る事項（別添調査票のとおり）

（アンケートフォームを活用した無記名による調査）

7 調査方法

(1) 本調査は、Google フォームを活用した無記名によるアンケート調査とする。

(2) 1人1回のみの回答とする。

(3) 県教委は、調査フォーム URL を学校へ配布する。

■ 小学5年生用

URL : <https://forms.gle/2dFxBswDNSMbiAFa9>

■ 中学2年生用

URL : <https://forms.gle/RxVFopcqkWEGPnJUA>

(4) 学校は、「入力上の留意点」（別添）を参照し、児童生徒に調査の趣旨を説明する。

(5) 児童生徒はタブレット端末で、Google フォームにおいて回答する。

(6) Google フォームによる入力ができない場合は、別紙調査票により実施し、県教委保健厚生課へ様式1と共に送付する。

（※次頁あり）

(7) 学校は、調査終了後、下記 URL または二次元コードから県教委へ終了報告をする。県教委は、この報告が7月11日（金）までに確認できない場合は、当該校へ調査実施状況について照会する。

■（学校担当者回答）終了報告

URL : <https://forms.gle/C8dFv1AtaBwoRM2o6>

二次元コード



8 調査の集計及び分析

- (1) 本調査は、回答者が特定されない形で集計する。
- (2) 部会は、調査票の内容を集計し、県教委へ提出する。
- (3) 県教委は、本調査に係る検討委員会を開催し、松本大学及び部会と協力して調査結果について分析する。

9 結果の公表

- (1) 県教委は、県全体の結果を公表するとともに、市町村別の調査結果を市町村（学校組合）教育委員会へ提供する。
- (2) 部会は、学校別の調査結果を各学校に報告する。

入力上の留意点

【調査の目的】※簡単な言葉にして、児童生徒にご説明ください

- 1 児童生徒の食生活等に関する実態を3年毎に把握し、学校における食育推進の基礎資料とする
- 2 長野県食育推進計画等の目標・指標の進捗管理、評価のための資料とする。
- 3 児童生徒の食生活等の課題を明らかにすることにより、学校における食に関する指導の充実を図る。

- 1 (1) 調査日 6月18日(水)～7月11日(金)のうち1日
休日の翌日(月曜日)を除いてください。
実施不可日 6月23日(月)・6月30日(月)・7月7日(月)

(2) 時間は、20分程度確保してください。
- 2 1人1回の入力にしてください。
- 3 最初に、市町村を選び、次に学校を選びます。入力間違いが無いようお願いします。
- 4 質問の中に、「いつも」「今朝」等の言葉が出てきたり、漢字が使用されたりしています。混乱なく回答できますよう、御助言ください。
- 5 最後に、回答が終わったら、必ず「送信」ボタンをクリックするように確認してください。
- 6 調査終了後
学校の主担当者が、下記URL又は二次元コードから終了報告をしてください。(1回のみ)

URL : <https://forms.gle/C8dFv1AtaBwoRM2o6>

二次元コード



(様式 1)

令和 7 年 月 日

長野県教育委員会事務局

保健厚生課長 宛

学校名

学校長名

令和 7 年度長野県食に関する実態調査回答用紙を提出します。

市町村番号	
学校番号	
調査日	
調査対象人数	
回答数	
担当者名	

備考：